

ふるさと納税を活用した大学等への助成要綱

令和4年8月31日企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、助成金の交付に関する経費について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、大学等に対して行う助成（以下「助成」という。）に関する細目を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学及び高等専門学校、同法第108条に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校及び一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームをいう。

(2) ふるさと納税

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金および租税特別措置法第42条の12の2に規定されている寄附金をいう。

(助成の目的)

第3条 助成の目的は、大学等が実施する事業に係る経費の補助とする。

(ふるさと納税の活用)

第4条 助成は、大学等への支援を目的として市が受け付ける、ふるさと納税による寄附金を活用することとする。

2 ふるさと納税による大学等への寄附は学校等の指名制とし、寄附受入れ額の一部を大学等に対する助成金とし、残りを当該助成事業の事務費や市が実施する大学連携事業および一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームで実施する事業に充てることとする。

3 ふるさと納税の寄附受付は各年度12月末日までとし、1月、2月寄附受付分は翌年度の寄附として取り扱う。3月は寄附の受付は行わない。

(助成の対象者)

第5条 助成の対象者は、次の各号のいずれかとする。

(1) 市内に本部を置く大学等又は総学生数の4分の1以上を占める人数が通学する市内キャンパスを有する大学等の設置者で、市長とふるさと納税を活用した大学等への助成にかかる覚書（以下「覚書」という。）を手交した者かつ、前条に規定するふるさと納税により、寄附者から指名された者（以下「助成対象大学等」という。）

(2) 市外に本部を置き、市長とふるさと納税を活用した大学等への助成にかかる協定（以下「協定」という。）を手交した者かつ、前条に規定するふるさと納税により、寄附者から指名された者（以下「助成対象大学等」という。）

(3) 一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォーム

(助成の対象事業)

第6条 助成の対象となる事業は、大学等が実施する事業とし、別表1に定めるもの及び市長が特に必要と認める事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業から除外するものとする。

- (1) 学費及び大学等の後援会費等の免除、減免、一部支援に係る事業
- (2) 特定の法人および個人の利益を追求するための事業
- (3) 宗教的活動および政治的活動を目的とした事業

3 第1項に規定する事業について、助成金を申請しようとする年度の4月1日から翌年の3月31日の間で実施した事業を助成の対象とする。

ただし、第7条に規定する助成金交付の繰越を活用する場合は、別途指定する期間とする。

(助成金交付の繰越)

第7条 助成金の交付は、最大5年度分を繰越することができる。

(助成の対象金額)

第8条 助成の対象となる金額は、第4条に規定するふるさと納税による寄附金において、当該年の1月1日から12月末日まで(寄附受付を停止する3月は除く。)に当該大学等への支援を希望するものとして受け付けた寄附受入れ額の一部(以下「助成対象額」という。)とし、その割合は神戸市が毎年度決定することとし、助成対象額の上乗せ割合は別表2に定めるものとする。

2 前項に規定する助成対象額に端数が生じる場合は、千円未満は切り捨てとする。

(事業の遂行)

第9条 大学等は、助成を受けようとするときは、第6条に規定する事業を実施しなければならない。

(寄附受入れ額の通知)

第10条 市長は、第4条に規定するふるさと納税により、寄附者から大学等を指名の上寄附のあった場合には、同条第3項に規定するふるさと納税の寄附受付の締め切り後、助成対象大学等に対し寄附受入れ額を通知するものとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第11条 前条に規定する寄附受入れ額の通知を受け、助成を受けようとする大学等は、事業完了後、市長が別に定める期日までに、助成金交付申請書及び実績報告書に次に掲げる書類を添えて、別に定める様式により市長に提出しなければならない。

- (1) 実施事業に係る収支決算書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び交付額確定)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の申請及び実績報告があったときは、助成金交付申請書及び実績報告書等の書類の審査を実施し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付の決定及び交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

3 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに助成金の交付を申請した大学等に対し、その旨を通知するものとする。

4 第1項に規定する書類の審査により、助成金の交付を不相当と認めるときは、速やかに助成金の交付を申請した大学等に対し、その旨を通知するものとする。

(関係書類の整備)

第13条 大学等は、助成による事業に係る経費の収支を明らかにした書類等、事業の実施を証する書類を整備し、これらの書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(交付の時期等)

第14条 市長は、助成金の交付決定及び交付額の確定後、助成金を交付するものとする。

(助成金の請求)

第15条 助成金の交付を受けようとする大学等は、市長が別に定める期日までに、助成金請求書を別に定める様式により市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求があったときは、市長は速やかに助成金を大学等に支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、助成金の交付を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、助成金の交付を申請した者に対し、その旨を通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金を受けようとしたとき。

(3) 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 交付決定を受けた事業を実施していなかったとき。

(5) 助成対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(6) 大学等が閉鎖又は廃止になったとき。

(7) 前各号に掲げるものの他、市長が交付決定の取り消しを認めたとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（要綱第6条関係）

助成対象事業に関する詳細を定める。

- | |
|---|
| <p>1 以下の事業を助成の対象とする。ただし、神戸市をフィールドとした事業に限る。</p> <p>(1) 地域発イノベーションの創出</p> <ul style="list-style-type: none">・学生のアントレプレナーシップ（起業家精神）育成・優れた外国人留学生の獲得と定着支援・地域課題解決のための研究事業・地域社会との連携事業・大学等の教育研究環境の整備（神戸市内の施設整備も含む）・企業や自治体等と協働して行う PBL（project-based learning：課題解決型教育）および共同研究等の事業 等 <p>(2) 高度人材育成機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none">・リカレント教育など社会人の学び支援・高大連携活動（高校生向けの模擬授業など） 等 <p>(3) 神戸エリアの大学間、産官学連携につながる事業</p> <ul style="list-style-type: none">・一般社団法人 大学都市神戸産官学プラットフォームの参画、運営事業 等 <p>(4) 本事業の広報等にかかる経費</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める事業</p> |
|---|

別表2（要綱第7条関係）

助成対象額の上乗せ割合に関する詳細を定める。

- | |
|---|
| <p>下記（1）、（2）に該当する場合は助成額の上乗せ対象とする。</p> <p>(1) 下記の①、②、③のいずれかの事業を実施した場合（基準助成割合から1割上乗せ）</p> <p>① 助成金額総額の3割以上を下記のどちらかの事業に用いた場合</p> <ul style="list-style-type: none">・学生のビジネスマインドの醸成、起業支援（アントレプレナーシップ）・社会人の学び支援（リカレント教育） <p>※合計450分（90分×5回を想定）以上のカリキュラムを対象とする</p> <p>② 大学等が事業主体（提供主体）となり、神戸市のふるさと納税返礼品に大学等に関連する商品・サービスを登録のうえ、登録した商品・サービスで50万円以上の寄附を集めた場合</p> <p>③ 神戸エリアの産官学共創を目指す一般社団法人 大学都市神戸産官学プラットフォームに参画し大学等が主体となり、一般社団法人 大学都市神戸産官学プラットフォームを活用した事業を行った場合</p> <p>(2) 寄附金額1,000万円以上集めた場合（基準助成割合から1割上乗せ）</p> |
|---|